

ころりのふせぎかた



特43  
558

059298-000-7

特43-558

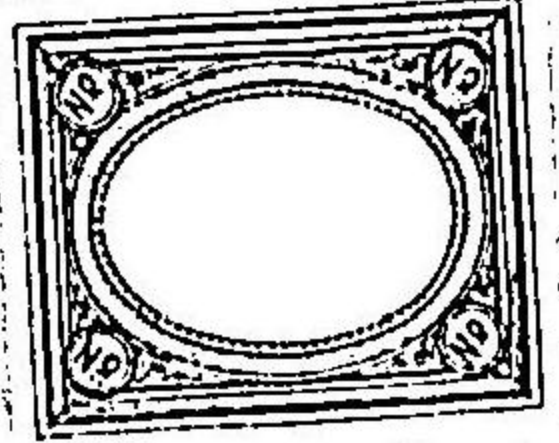
ころりのふせぎかた

古川 精一 / 編

M10

CBF-0157





古川精一編纂

とろりのあせぎかた

定價三錢五厘

東清通

のふせぎかた  
言のふせぎかた  
べき虎列刺病の先頃支那厦門邊に流行し死者日  
下らずと聞のみにて越人の肥瘠を見るが如く氣  
にも留するたりしに豈計らんや忽ち長崎へ傳播するや否  
や横濱へ襲來し患者死者日を増加し既に府下へも傳  
播せり其病毒の慘酷にして流染の迅かなる實に恐るべき  
ものならずや依て政府に於て早く既に豫防法を公布さ  
れしも人未だ其病痕を見ざるゆる等閑に看過し置しに目  
下の景况人々大に恐怖し豫防に注意し西奔東走急を救ふ  
に汲々たり且政府の慈仁なる懇篤人民に諭し其病源を撲  
滅して生靈の惱苦を救はんとするの意の諸新聞にも載す

堵言

るが如く保護豫防の道至れり尽せりと雖も右諸公布豫防  
法治療法の如き漸次散布し甲去て乙來り人民到底彼此を  
斟酌して其施行用法に苦しむ者あらん事を憂ひ今内務省  
乙第七十九號公布を始めとして諸豫防治療法の緊要な  
る者を一小冊子中に摘録しころりのふせぎかたと題して  
之を發兌す乞ふ諸君一部を購求して此劇毒を避るの法と  
求め玉はん事を

編者誌

○乙第七十九號

府 縣 東京府

虎列刺病豫防治法心得別冊編製相達候條實地流行之際に於  
ては更に該法を考訂斟酌して臨時相達候儀も可有之候得  
共豫防方法之儀は病毒侵入之前豫め注意を要する事件不  
遑に付爲心得此旨相達候事

明治十年八月廿七日

内務卿大久保利通

虎列刺病豫防治法心得

第一條 外國地方に虎列刺病流行して内務省より檢疫規  
則の施行を命ずるときは開港場ある地方長官ハ醫員衛  
生掛警察吏等を撰定して其委員とあし外國領事に協議  
し該規則と遵奉して豫防拒絶の事を擔任せしむべし



も妨げあし

以上六條開港場ある地方にて檢疫規則を參酌し施行すべき者とする以下流行の時地方一般の豫防方に係る

第七條 地方官の管内に亞細亞虎列刺病者あることを醫師より届け出たるときは其病性の眞偽と諸症の緩劇と

を詳かにし若し眞の亞細亞虎列刺病者あるを確認するときは委員を命じ豫防の方法を着手し内務省に申報し且管内近隣の地方廳に報告すべし

第八條 醫師の虎列刺病者を診察するとき其時々直に區戸長或の醫務取締を経て地方廳に届出べし

第九條 地方廳の醫師より日々出す所の申牒を集め患者の數と死者の數とを記し毎土曜日の内務省に申報す

べし

第十條 地方長官の虎列刺病流行の勢盛なるとき日々二十四時間の死亡員數を管内に告示すべし

第十一條 貸家旅店滯泊の船學塾及諸製造所の主等總て衆人を管するもの若其内に虎列刺病を罹るものある

時二十四時内に委員區戸長或の醫務取締に届くべし第十二條 陣營の主將軍艦の船將も其配下に虎列刺病者

あるとき二十四時内に其地方廳に通知すべし第十三條 「虎列刺」病者ある家族の看護に緊要ある人の外

の成丈他家に避けしめ安んず往來するを許さず患者快復或の死亡の後消毒法を行ひ十日を経るに非ざれば學校に入るべからず

第十四條 「虎列刺」病流行の時に際し地方長官は祭禮開市等無益に他方の人の群集する事件を禁すべし

第十五條 前條の場合に於て地方官は病勢の緩急と人口の多寡とに應じ管内各市邑に於て特に虎列刺患者のみを療養する假病院を設け旅店の貸家等多人数同居の患者を移入るべし

第十六條 委員は「虎列刺」病者ある家宅船舶の門戸入口を著しく「虎列刺」傳染病ありの數字を記して之を貼付し成丈無用の人の交通と絶つべし

第十七條 委員は特に「虎列刺」病者の吐瀉物に注意し該病者ある家の一々其處置を示諭し決して便所下水芥溜田圃河海等に投棄せしむ可らず(附録消毒法を參酌すべし)

第十八條 委員は「虎列刺」病者ある家屋船舶器具等消毒法を行ひ或は器具の極めて汚れたるものを買上げて之を焼却埋却する等總て病毒傳播を防止する便宜の方法を設け地方長官の許可を得て之を施行すべし(同上)

第十九條 「虎列刺」病流行の時或は其恐れあるとき委員は便所芥溜下水渠溝等總て一般の清潔に關する事件に注意すべし但し掃除の既に流行の時及で或は行ふて却て害あることあり消毒法を行ふべし(同上)

第二十條 「虎列刺」病者を運搬し或は該病に罹りて後他行し或は患者若くは屍體に觸れたる物品を消毒法を行はざる前贈與受用する等總て不注意由て病毒を他に傳播すべし事件を禁すべし

第廿一條 「虎列刺」病者を病院或は其自宅に送るに各地方に於て此規則を參照し相當の手續を定め妄りに運搬轉移するを禁止且つ其運送器の世間公用のものを用ふるを許さず運送後の消毒法を行ひしむべし  
排泄物或は病者に汚染たる器具を消毒法施行の場所に送るも亦其手續を定め注意を加ふべし(同上)

第廿二條 「虎列刺」病者の死屍は該地方にて定めたる埋葬地に非ざれば他に運送するを許さず運送の器も再び生人に用ふるを禁ず而して其通路の最接近あるものを撰ぶべし

第廿三條 内國の港灣に於て往來の船舶に「虎列刺」病者あるか或は十日以内に此病に斃れたるものあるときハ繋

泊前其舟師より該地の委員或は區戸長お届出で其差圖を受けたる場所に從泊して全く外人の交通を絶ち消毒法を行ひ其許可を得るの後にあらざれば其所を移すを許さず

第廿四條 「虎列刺」病流行の地方に在りては便宜の場所以補毒藥販賣の所と設け(在來の藥店に愈し若し藥店なき場所)新に此販賣所を假設す(委員にて其藥價を一定し購求するもの)に施行の方法をも傳示るべし貧困ものへの無費にて給與ることあるべし

豫防法附録消毒藥及其方法  
「虎列刺」病の眞因は其蔓延の實況との未だ明了ならずと雖も其病毒の特に患者の吐瀉物に舍どれることハ諸説



の一定して復た疑を容れざる瘧疾の  
而して此吐瀉物も排泄の後直ち傳染の毒と違ふする  
もの非ざるに似たり少時を経て泡膿腐敗に陥り然る  
後始て一種の傳染毒と醸成するものなり故に吐瀉物を  
他の腐敗たる物と混ると其腐敗ること甚だ速かに  
して病毒を發生すること最甚し荒冽刺病者の吐瀉物を  
他人の糞と混る尋常の便所汚溜下水等へ投棄する類と  
きの大に其蔓延の勢を減らすのなり  
右の如くして發生したる病毒の人體に侵入するに飲水  
（虎列刺病者の汚物を埋めたる近傍の水源或は井水に病  
毒滲透たるに由る食物）虎列刺病者の排泄物を食ひたる  
魚介家畜の肉或は該排泄物を培養に供したる蔬菜或は

病毒の氣中にありて之に染み或は小蟲等汚物を齎して  
附點する等より傳ふるに由る或は消毒法を行はざる便  
所に上る等なり而して人體器具も亦能く病毒を傳播る  
の媒介とあるものあり  
此故に海陸の檢疫規則を以て全く此病を拒絶すの企望  
の其目的を達すること極めて難しとす而して消毒の法  
の近來虎列刺病豫防方法中最大緊急の事件となり其豫  
防の實績を奏したるは各國の普ねく實驗たる所なるを  
以て此方と施行するの之を人民各自の注意に任して足  
れりとすべしものに非らず必ず勸奨或は強迫して嚴重  
に奉行せしむるの保護の要件なりとす是れ此方法の直  
ちに病毒と撲滅するの力あるが故に精密に注意して施

行するるときに能く其蔓延を制し且つ該地の病根を永遠  
も絶つことを得るものなればあまや今歐洲諸國傳染病  
流行の時に際して一般に之を施行し之が爲めに莫大  
の國費を要すと云ふ

消毒藥中最高力のもの石炭酸と第一とす近來消毒法  
の聲譽を得たるの職として此發明に由るなり之に次ぐ  
もの亞硫酸瓦私なり綠礬斗用ゆるの防臭の能あるの  
み病毒を撲滅すに足らず亦た石炭酸を配用ゆべし  
消毒藥方

第一粗製石炭酸

四十五分より六十分ノフェニル酸(即ち結晶石炭酸)と  
舍むものにして稍色を帯び流動て水に溶化がたし

ルを化すれば不快な臭氣を發す

第二石炭酸末

右の粗製石炭酸に木炭砂灰銹屑等の粗末 化したる

もの

第三結晶石炭酸(即ちフェニル酸又フェニルアルコール)

無色の結晶酸にして全く水に溶解るもの(十八分至廿

分の水まで既に溶解る)

第四石炭酸水

結晶石炭酸一分を百倍の水に溶したるもの

第五石炭酸溶液

結晶石炭酸二分を百分の水に和たるもの

第六硫酸鐵と石炭酸との混和溶液



り底に乾きたる藪或の匏屑を布き吐瀉物を其上に投  
再び藪或の匏屑を覆ひ石炭油を灌ぎて火と點す火の  
勢ひ減ずるときは之を攪せ再び油を注ぎ全く灰燼と  
なるの後穴を填め雜草を種ること前に同じ但し排泄  
の度毎に斯く埋却焼却するを要せず積で若干の容量  
に至て燒棄て可なり  
排泄物の家屋井戸用水等を距ること七間以上の場所  
にあらざれば埋むべからず且つ一穴に多量を收むべ  
からず  
自宅の吐瀉物を埋め或の燒くの餘地を有せざるもの  
の前段の如く消毒法を行ひ置き一日二回或の三回一  
定の場所に送るべし委員の豫て之が爲めに恰當の地

を定め排泄物を處分する所となし各家より送る所の  
排泄物を前法に従て燒き或の埋むべし紙屑布片等の  
汚物に染みたるもの排泄物と共に燒却すべし  
(衣服夜具)洗濯に堪ふべき衣服の桶に入れ石炭酸溶液(第  
五)を濯ぎ浸し置くこと一晝夜にして更に熱湯を注ぎ  
煮ること四分時後水にて洗淨す  
洗濯に堪へざる衣服の其品柄によりて亞硫酸瓦私(第  
八)或の石炭酸蒸氣(第七)を以て薰蒸べし  
「虎列刺」患者或の其死屍に觸れたる人の上衣の吐瀉物  
に汚染たるに非ざれば汚染たるもの勿論前法に従  
ふべし)石炭酸溶液(第五)を吹掛け或の海綿に浸して拭  
ひ然る後刷淨めて空氣に晒すべし

夜具の類も石炭酸溶液を浸した後煮沸洗浄すること衣服に同じ洗濯すべからざるもの十分石炭酸の蒸氣を薫し或ハ溶液を布片海綿に浸して洗刷べし總て衣服夜具疊蓆等の甚しく汚れたるもの買上げて焼却すべし  
家具木材の具飲膳の具等ハ皆石炭酸水(第四)を灌ぎ然る後石鹼水にて洗浄め乾かすべし其洗ふべからざるものハ亞硫酸瓦私(第八)或ハ石炭酸蒸氣(第七)にて薫し或ハ石炭酸溶液(第五)を海綿布片に浸し拭淨めべし總て日常の家具ハ病室に入れて一時に薰蒸し石炭酸水を以て洗浄るを最良とす  
(書籍新聞紙)の類病室にありたるもの開きて石炭酸

蒸氣を薰ふべし  
器械外科産科の道具職人手段具の類ハ石炭酸水(第四)を以て洗ふべし  
(食物)の汚れたるものハ投棄べき者居多ニ或ハ消毒法を行ふて足るものあり委員の指圖に隨ふべし  
死屍虎列刺病に斃れたるものハ成丈速かに片付け十分石炭酸溶液(第五)を浸したる木綿を以て之を包み健康なる人を近づかしむべからず棺の内に多量の石炭酸末(第二)と充て時々石炭酸溶液を灌ぐべし  
第二家屋船舶病室等  
部屋虎列刺病者ある部屋並に死屍を置ける部屋ハ十分に石炭酸蒸氣(第七)結晶酸を用ふべし(之を薰て之を満

室より籠むべし患者全快し或の埋葬た後の先づ室中の  
金銀器書畫彩色物絹物等を取除け此品の別に相當に  
消毒法を行ふ窓戸を密閉め火鉢に火を盛り其上に硫  
黄を置き入口を閉づへし薫蒸すこと六時至八時にし  
て火鉢を除き窓戸を開き少時を経て室内の諸物を大  
氣中に持出し敲き拂ふべし天井建具等木製のものの  
石炭酸水(第四)を注ぎ石鹼水を以て洗淨め後ち空氣に  
晒すべし  
運送器具虎列刺病者或の其死屍を運送したる舟車駕等  
の用ふる度毎に石炭酸水(第四)を以て洗ひ或の石炭酸  
蒸氣(第七)亞硫酸瓦私(第八)と薫ふべし右の車駕中器具  
へたる器具の前條の消毒法を參酌して行ふべし

第三 便所芥溜下水等

便所の日々其糞池を掃除し十分小綠礬石炭酸の合劑(第  
六)を撒布し再び汚臭を放つを見れば直ちに之を撒べし  
芥溜の流行前に掃除すべし既に流行の時に及で掃除す  
るの攪擾して其惡氣を揮發し却て害あることあり靜  
定して時々其上に石炭酸末(第二)を撒布して之を覆ふ  
べし或の掃除の時に臨み石炭酸綠礬の合劑(第六)を灌  
ぐも亦良し  
下水溝渠の日々之を疏通し水を灌で洗淨めべし甚しく  
汚穢の滯塞たる所の石炭酸水(第四)を注ぐを良とす  
○内務省衛生局報告第五號 明治十年八月廿四日發行  
虎列刺病の流行するや其勢甚だ迅疾にして殆んど耳を掩

ふに及ばざるものあり其時に當りては官廳より預防救濟の注意あるべしと雖ども其養生法と吐瀉物の洗淨法との如きハ各人豫て之を心得置き深く戒慎するに非れば當に其一身と非命に墮すに止まらず必ず其慘毒を他人に延蔓して底止する所を知らざるに至るべし因て今其方法を記して左に報告す

コレラ病流行之節各自に注意すべき養生法  
附吐瀉物洗淨法

虎列刺病の同じく其病毒ハ觸るゝ人と雖も悉皆之に感染するものに非ず外襲病毒の外更に其體中に於て之に應ずるものあり始めて病を發するものなれば消食機病殊に下痢に罹るものハ最も危く且つ其常住坐臥と同じくする人

にても毎に腸胃の健康あるものより感染すること稀れにして虚弱ある人に多きが故に其流行の時に際しては別して飲食と節用し労働を慎しみて消食機と健全にし感冒食傷等をなさざる様に用意をなし若し輕き下痢或ハ他の消食機病を發することあれば速かに醫師ヲ就き大切に養生すべし  
食物の一つ一つの品を定めて其良否を判たんより其調理と節用とハ注意するを肝要なりとす如何なる良品にてモ生物を食し或ハ多食するときハ下痢其他の腸胃病を發して傳染を招き或ハ傳染するものあり其外各人の慣習に因りて常々下痢を發する物の同様の害あれば決して用ふべからず諸其用ふべき食料にハ穀物及び牛・犢・羊・鶏の鮮肉

を最上とす家鴨雁豚の肉の脂肪多くして宜しめらず又魚介と禁するといふことあれども海濱にては常食となす故ま之の爲に差支を生ずべし到底新鮮なる者の差して禁するお及ばず野菜の苜蓿の類を捨て馬鈴薯の如き澱粉を含める根類(蕃薯及び芋類)を食すべし魚介蔬菜の勿論總て何品にても煮蒸焼炙等の調理を経たる物に非れ用ふべうらす又成熟せる菓實桃李梨葡萄莓の類を少許ツ食するの害なしと雖も不熟もの必らず之を忌びべし飲水の不潔或の疑ひしきものを忌むべし凡て此際に於て何れの水をも皆不潔なるものと想ひ定め一たび煮沸して後ちに用ふるを良しとす但し煮沸して後ち復た冷せし水の新鮮活潑の味を失ふものなるが故に少量の茶或

の葡萄酒を加へて其味を直すべし抑飲水を清淨にするに過満俺酸加里といふ薬を稱用する者あれども之を化して僅よ赤色を帯ぶるを度とし決して多量を加ふべからず若し此酸を滴らして其水茶褐色となるもの影しく有機物を含有する此證にして飲料に適せざるものと知るべし又茶酒等を適用すべしと雖も酒の極めて少量に限り又酸氣を帯びたる乳并酸味の飲料の勿論冷水氷製の如きも禁忌べき物とす以上飲食の適用を心得誤りて全く穀物野菜を食はず只々肉と羹汗とのみを限り或の粥のみを以て常用とし飲料にも亦葡萄酒のみを用ふる等の大なる過ちなりとす又最良き飲食たりとも其用ふる分量を平日より少しく減すべし



乙卯の癸巳の癸巳の癸巳

然れども甚だ空腹に至るときは却て害あるものなり  
衣服の感冒下利を豫防せんが爲に常服の外にフラル木  
綿等に於て小腹を巻き足にハ毛布の股引の類を穿くを良と  
す若し全身濕滯せし時ハ速に乾きたる衣服に著換早朝深  
夜の濕氣を避くべし  
冷水を以て常に全身を洗拭の習慣ある人の流行中に於て  
之を休むるに及ばざれども其冷浴の如きハ止むるを以  
て良とす  
過度の運動(盛衰不眠非常の奔走等)精神及び身體の疲勞憂  
愁憤怒の如き神思の感動を避けて居常に活潑爽快せんこ  
どと務むべし總じて衰弱ハ遺傳病後勞動等に由るの別あ  
く皆傳染病の感應性を増加ものあり

虎列刺病者の見舞ハ成丈け之を避くべし假令躬ら之に感  
染せざるも更に他に傳及す媒となるの恐れあるものなり  
然れども止むことを得ずして見舞ふときハ必ず空腹にて  
往く可からず已に見舞ひし後に即ち石炭酸水(一分の結  
晶石炭酸を百倍の水に溶したるもの)を以嗽ぎ又此水に半  
量の淨水を和して顔面をも洗ひ次て石鹼にて洗淨べし(石  
炭酸を和して製したる石鹼ハ便利なりとす)  
居所を清潔にし寢室の空氣を乾燥ならしめ糞尿を除去べ  
し是等の汚穢物の傳染の媒とあるものあれば深く注意し  
て禍を招くこと勿れ流行地方に居住せざるも敢て差支あ  
き人に於て甚しくこの病を恐るゝものハ避けて人迹の少  
あき山郷に赴く如くハあし然れども此病を感受るの日

より發病までに至る間の甚だ不同にして其短き者の二十  
四時に於て發すべしと雖も長きもの二十一日に至ることわ  
りて其發証に至て幽微なるが故に既に氣分悪しくして下  
痢する時の最早旅行すべからず

吐瀉物洗淨法

虎列刺病者あるの家に於て消毒の法を行ふに委員并醫師  
の教示を受くべしと雖も今心得の爲に吐瀉物掃除の方法  
を示すべし抑虎列刺病の傳染毒の其吐瀉物に舍どれるも  
のなるが故に特に其掃除に注意すへし元來邦人の習慣に  
て斯る病毒の舍どれる吐瀉物にても或の之を河海に投  
て或の之を下氷お投れば其病毒の既に消滅たりと誤り認  
めて早晚其水に混つて傳播り又の地中に浸潤て井泉にま

で透竄りし病毒の傳染するに至るを知らざるもの多し人  
々善く之を心得置き消毒薬を買求め豫て吐瀉物を受る器  
おの此薬を容れおき已に使用た後ちの直に屋外に持出し  
て洗淨め又其消毒薬を入れ置くべし此吐瀉物并に其器  
を洗淨めし水を決してこれを他人の用ふる糞池お混るべ  
からず悉皆之を取分け住家及び井戸を距る之を六間半餘  
の地に於て深く其土を掘りて之を埋め或の焼捨つべし若  
し自宅に此の如き餘地なき者前如く消毒法を行ひ置  
き一日に二度或の三度程ツ、一定の場所(一定の場所との  
委員或の區戸長より豫て吐瀉物等を處分する地を定め置  
くものを云ふ)に送るべし尙ほ詳細の委員及び醫師區戸長  
の指圖を受けて精々手抜けあき様に處分ふべし

○當局報告第五號に冷水を禁忌するに在りと云ひ生水を指すものにして一たび煮沸して後ち復た冷せし者之を用ひて可なること其上文小詳らかなり讀者其意を誤認て全く冷水を禁忌或の熱性諸病の大渴引飲の時に當りても尙ほ水と與へざる等の不都合あるを以て更に之を報告す

明治十年九月二十五日

衛生局

編者申す右の外禁忌の食物并び病人取扱方等の此篇に漏し件の不日續篇の發免するを待たまへ

明治十年九月廿八日出版

東京第六大區七小區  
本所綠町四丁目廿七番地

編纂兼出版人

古川精一

東京尾張町二丁目十九番地

印刷發行

魁新聞社

